産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- **令和５年11月１日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。**
  妊娠85日（４ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- **出産予定日の６ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。**

国民健康保険税の免除方法

- **その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます 。**

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が０になるとは限りません。
※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の３ヶ月前から６ヶ月相当分が減額されます。

- **令和５年度においては、産前産後期間のうち令和６年１月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。**

令和５年８月	９月	10月	11月	12月	令和６年１月	２月
			出産予定月			

※令和５年11月に出産した場合、令和６年１月相当分の保険税が減額されます。令和６年１月より前の期間については減額の対象とはなりません。

□・・・対象期間

●保険税が減額された場合、 払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

❶届出される方の本人確認書類　❷世帯主及び出産された方のマイナンバーを確認できる書類
❸届書　❹ 母子健康手帳など
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

松阪市健康福祉部保険年金課国民健康保険係　　TEL０５９８－５３－４０４８

産前産後期間に係る保険税軽減届出書

松阪市長

松阪市国民健康保険税条例第23条第3項に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。

届出年月日			年　　月　　日
保険証番号			
届出人			
A.世帯主	①	フリガナ	
		氏名	
	②	生年月日	年　　月　　日
	③	住所	
	④	個人番号	
	⑤	電話番号	
B.出産する方	□ 世帯主と同じ		
	①	フリガナ	
		氏名	
	②	生年月日	年　　月　　日
	③	住所	
	④	個人番号	
C.出産予定又は出産日			年　　月　　日
D.単胎妊娠又は多胎妊娠の別			□ 単胎　　□ 多胎

〈注意事項〉

1.この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。

2.出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。なお、以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険料(税)軽減について届け出ていた場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。

3.届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。

①出産予定日を確認することができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類）

②単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

【市役所確認欄】

〈本人確認〉個・免・保・在・他(　　)

〈個人番号〉世帯主:本 代 職　　／ 個 通 住 画 他(　　)

対象者:本 代 職　　／ 個 通 住 画 他(　　)

受　付

月通知

減免月: 4　5　6　7　8　9　10　11　12　1　2　3

出産確認: □母子手帳 □戸籍謄本 □連絡票

年　　金: □案内　　□済　　□後日

出産育児一時金:　□案内　□対象外